

## 『アサヒグループ人権方針』を策定

アサヒグループホールディングス株式会社

アサヒグループホールディングス株式会社（本社 東京、社長 小路明善）は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠した「アサヒグループ人権方針」を策定しました。

アサヒグループホールディングスでは、2016年以降の積極的なM&Aや事業ポートフォリオの再構築などにより、事業利益の海外比率は40%近くに高まるとともに、グループ社員の半数以上が外国人となるなど、グローバルな成長基盤が飛躍的に拡大しています。事業展開する各国・各地域において、その土台となる人権の尊重の重要性が高まっており、適切な行動をとることが求められています。

「アサヒグループ人権方針」は、2019年1月より施行している新グループ理念「Asahi Group Philosophy」および「アサヒグループ行動規範」に基づいた人権に関する最上位の方針として、アサヒグループ全ての事業活動における基盤となるものです。

本方針に従い、人権尊重にコミットし取り組んでいくことで、グローバルでのサステナブル（持続可能）な社会の実現に貢献します。

### 【「アサヒグループ人権方針」概要】

- ・事業活動に関連する人権課題への取り組みが人権責任を果たす上で重要な要素であると認識し、「差別」「ハラスメント」「強制労働と児童労働」「結社の自由と団体交渉権」「労働安全衛生」「労働時間と賃金」「サプライチェーンにおける影響」「地域社会への影響」の8項目を重要な人権課題として定めています。
- ・アサヒグループ社員のみならず、ビジネスパートナーのみなさまにも本方針を理解、支持していただくことへの期待を明示しています。
- ・方針の実現にあたっては、ステークホルダーの視点を重視し対話に努めるとともに、人権デュー・デリジェンスを実施すること、社内外から通報を受ける窓口の設置、全社員に向けた人権尊重に関する研修・教育を行うことにより、自らの人権侵害や人権侵害の助長を防止し、是正に努めることを明示しています。
- ・方針の遵守については、取締役会がその監督責任を負い、方針の遵守状況や取り組みの進捗を定期的にモニタリングし、その結果を開示することを定めています。

【「アサヒグループ人権方針」の詳細は以下でご確認ください】

<https://www.asahigroup-holdings.com/csr/society/humanrights.html>

<本件に関するお問合せ先>

アサヒグループホールディングス株式会社 広報部門 電話：03 - 5608 - 5126